

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部振興) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (利根振興) 一
- 総務事務システムに係るヘルプデスク業務委託に関する入札公告 (総務事務センター) 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課) 三
- 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定 (障害者福祉課) 三
- 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の変更届 () 五
- 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退 (障害者福祉課) 七
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示 (商業支援課) 八
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 () 八
- 県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区(経営体育成基盤整備事業)事業計画の決定及び計画書の写しの縦覧 (農村整備課) 九
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 九
- 選挙管理委員会の招集 (選管委) 九

告示

埼玉県告示第五百五十九号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年四月十五日
 埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぶどうの樹
- 三 代表者の氏名
相澤 美智子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市女影六百十二番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障害のある子供に対し、集団での交流、作業等を通じ障害者が社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

埼玉県告示第五百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十年四月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆるりーと
- 三 代表者の氏名
鈴木 弘美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市南二丁目十二番四十号
ライオンズマンション幸手一〇八号
室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者・障害児に対し、福祉サービス活動を行い、地域社会の障害者福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百六十一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年四月十五日

埼玉県長 田 畑 匡

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総務事務システムに係るヘルプデスク業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

(3) 履行期間

(4) 履行場所

(5) 入札方法

平成20年6月2日(月)から平成21年6月30日(火)まで。ただし、平成21年度において埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除する。

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この公告の日から開札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(4) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

(5) 国、都道府県又は指定都市から、本件業務と類似の業務を過去2年の間に複数回請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。

入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム担当 高野 雄規 電話048-830-2395(直通)

(2) 入札説明書、仕様書及び契約書(案)の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

イ 日時

ウ 場所

エ 日時

エ 日時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

イ 日時

ウ 場所

エ 日時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

イ 受領期限

ウ 提出方法

エ その他

ア 入札保証金及び契約保証金

イ 入札保証金

ウ 入札保証金

エ 入札保証金

ア 入札保証金

イ 入札保証金

ウ 入札保証金

入札者は、見積もつた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた

額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年5月2日(金)午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札

を行った者を落札者とするか否かを決定する。)
(7) 手続における交渉の有無
無

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第五百六十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitanaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日

平成二十年四月四日

申請に係る特定非営利活動法人の名

称

Little By Little

三 代表者の氏名

本多 大輔

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区本太三丁目三六番一四号パークハイム松原一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな社会問題を考え、主に環境保全や、地域活性化のために地域コミュニケーションの促進を地域イベントの参加、開催によって目指す。また、地域イベントの参加、開催及び勉強会を通して社会教育をおこない、コミュニケーション力に富む人材育成を目指す。これらの事業を積極的に行い公益の増進に付与することを目的とする。

埼玉県告示第五百六十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第二十九号)第一条の規定により告示する。

平成二十年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
矢嶋裕徳	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	やじま耳鼻咽喉科	川口市栄町一―二―二一 シティデュオタワー川口二〇六	平成二十年三月二十四日
佐藤彰芳	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	佐藤耳鼻咽喉科	ふじみ野市大原一―一―一四	同
由利直樹	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	直樹クリニック	川口市榛松一―一―五	同
畑中章生	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八―一八	同
尾方克久	音声・言語機能障害	神経内科	(独)国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四―一四七	同
保科孝好	肢体不自由	整形外科	埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市新和五―二〇七	同
山崎義矩	肢体不自由	脳神経外科	ふれあい橋クリニック	北葛飾郡松伏町上赤岩八四―一―一	同
三浦義治	肢体不自由	神経内科	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八―一―一	同
谷崎義徳	肢体不自由	脳神経外科	北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六―一〇〇	同
榎藤忠	肢体不自由	整形外科	医療法人社団大成会 武南病院	川口市東本郷二〇二六	同
華山直二	心臓機能障害	心血管外科	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	上尾市柏座一―一〇―一〇	同
立花栄三	心臓機能障害	循環器科	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	同
石塚史乃	じん臓機能障害	内 科	(社)恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口五―一―一五	同
岡田弘	じん臓機能障害	泌尿器科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
高柳寛	じん臓機能障害	内 科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
井上通泰	じん臓機能障害	内 科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
清水淳	じん臓機能障害	泌尿器科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
諸井文子	呼吸器機能障害	呼吸器科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
嶋根正樹	呼吸器機能障害	内 科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
岡田弘	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
湖山信篤	ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
高橋公一	ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
小沢修太郎	ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同
石崎嘉宏	ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―一五〇	同

佐藤 雅彦 ぼうこう又は直腸機能障害 外科 (社福)恩賜財団済生会支部 川口市西川口五―一―五 平成二十年 三月二十四日

梅津 清明 じん臓機能障害 外科 埼玉県済生会川口総合病院 川口市並木三―四―二六 同

大野 康治 ぼうこう又は直腸機能障害 小児外科 埼玉医科大学病院 入間郡毛呂山町毛呂本郷三八 同

早瀬 仁滋 ぼうこう又は直腸機能障害 外科 久喜メデイカクリニク 久喜市下早見一八三―一 同

長江 康 ぼうこう又は直腸機能障害 外科 寿康会病院 川口市西青木二―一五―一〇 同

春山 喜一 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、 耳鼻咽喉科 医療法人社団東順会 杉戸耳鼻咽喉科医院 北葛飾郡杉戸町杉戸四―一五―八 同

そしやく機能障害

竹内 広史 呼吸器機能障害 内科 (医)壮幸会 行田総合病院 行田市持田三七六 同

松尾 祐志 呼吸器機能障害 呼吸器科 埼玉県厚生連 幸手総合病院 幸手市東四―一四―二四 同

埼玉県告示第五百六十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年四月十五日

埼玉県知事 上田 清司

医師の氏名 指定障害区分 変更事項 変更前 変更後 変更年月日

龍見 京良 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、 医療機関名 春日部市立病院 春日部市立病院 春日部市中央七―二―一 北葛飾郡松伏町上赤岩八四―一―一 平成二十年 一月 十九日

そしやく機能障害

西村 昌雄 心臓機能障害、呼吸器機能障害 医療機関名 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院 上尾市柏座二―一〇―一〇 西村ハートクリニック 平成二十年 二月 一日

服部 公彦 肢体不自由、平衡機能障害、音声・言語機能障害、 医療機関名 埼玉医科大学病院 埼玉医科大学病院 埼玉医科大学病院 埼玉医科大学国際医療センター 平成十九年 四月 一日

そしやく機能障害

古屋 大典 肢体不自由 医療機関名 入間郡毛呂山町毛呂本郷三八 埼玉医科大学病院 日高市山根一三九七―一 平成十九年 四月 一日

所在地 所在地 所在地 所在地

井上 さと美	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	医療機関名	やつか耳鼻咽喉科	やつか耳鼻咽喉科	平成十九年十一月十六日
濱田 節雄	ぼうこう直腸機能障害、 小腸機能障害	所在地	草加市谷塚町二二 谷塚ハイツ1F 埼玉よりの病院	草加市谷塚町九六―一〇 (医) 顕正会 蓮田病院	平成二十年 一月 一日
野口 勝美	肢体 不自由	所在地	大里郡寄居町用土三九五 医療生協さいたま生活協同組合 埼玉協同病院 川口市木曾呂一三二七	蓮田市根金一六六二―一 福寿会 埼玉草加病院 草加市谷塚町一―一 栄クリニック	平成二十年 一月 十五日
吉松 栄彦	ぼうこう又は直腸機能障害	所在地	(医) 積仁会 旭が丘病院 日高市森戸新田九九―一	坂戸市日の出町一六―四五 (医) 康麗会 越谷誠和病院	平成十八年十二月 一日
中村 豊	肢体 不自由	所在地	越谷市南越谷二―一―五〇 したら眼科クリニック	越谷市谷中町四―二五―五 (医) 順正会 したら眼科クリニック	平成二十年 四月 一日
設楽 幸治	視 覚 障 害	所在地	児玉郡上里町大字金久保字寺西七六七	児玉郡上里町大字金久保字寺西七六七	平成二十年 四月 一日
近藤 啓文	肢体 不自由	所在地	北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	北里大学北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	平成二十年 四月 一日
島田 肇	じん臓機能障害	所在地	北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	北里大学北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	平成二十年 四月 一日
廣瀬 隆一	肢体 不自由	所在地	北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	北里大学北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	平成二十年 四月 一日
杼 窪 豊	呼吸器機能障害	所在地	北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	北里大学北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	平成二十年 四月 一日
荒井 進	呼吸器機能障害	所在地	北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	北里大学北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	平成二十年 四月 一日
笹岡 大史	心臓機能障害	所在地	北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	北里大学北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	平成二十年 四月 一日
久保井 光悦	心臓機能障害	所在地	北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	北里大学北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	平成二十年 四月 一日
長場 泰	じん臓機能障害	所在地	北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	北里大学北里研究所メディカルセンター病院 北本市荒井六―一〇〇	平成二十年 四月 一日

寶田 茂	心臟機能障害	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
牧野 武志	じん臓機能障害	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
吉田 秀	肢体不自由	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
石館 武夫	じん臓機能障害	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
原 真人	呼吸器機能障害	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
八十川 要平	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
西 八嗣	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
小竹 森一浩	肢体不自由	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
榎原 秀之	肢体不自由	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
小林 郁夫	肢体不自由	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
鷺内 隆雄	肢体不自由	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日
青 輝昭	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名	北里研究所メデイカルセンター病院	所在地	北本市荒井六一〇〇	北里大学北里研究所メデイカルセンター病院	平成二十年	四月	一日

埼玉県告示第五百六十五号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第

三十九号)第一条の規定により告示する。

平成二十年四月十五日

医師の氏名 指定障害区分 医療機関 関の名 称

所在地

埼玉県知事 上田清司

大久保 剛 ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害 埼玉県済生会川口総合病院 川口市西川口五一一一五 平成二十年 四月 一日

埼玉県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社イトーヨーカ堂千間台店
越谷市千間台東七百七番地
- 二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳

東京都千代田区二番町八番地八

- 三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日
平成十九年十二月二十二日

埼玉県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーバリュウ川口前川店
川口市前川三丁目二十番四号 外
- ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社スーパーバリュウ 代表取締役 岸本 七朗

さいたま市大宮区宮町四丁目百二十九番地 大栄ツインビルN館七階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年十一月二十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百三十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 二十七台

屋上駐車場 位置 図面省略 収容台数 五十七台

合計 八十四台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場 位置 図面省略 収容台数 八十八台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 位置 図面省略 面積 五十一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管庫 位置 図面省略 容量 十三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十年四月十五日から平成二十年八月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県南部地域振興センター
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年四月十五日から平成二十年八月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第五百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区(経営体育成基盤整備事業)事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成二十年四月十六日から

平成二十年五月十六日まで

二 縦覧場所

蓮田市役所・南埼玉郡白岡町役場

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

一 許可番号

平成二十年四月七日

指令杉整第一九〇一九五一号

二 検査済証番号

平成二十年四月七日

杉整第五十二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字三箇字上中島二

七九一一
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
加須市下三俣三七二
株式会社 東武ニューハウス
代表取締役 関根 勇

埼玉県選管告示第四十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年四月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十年四月十八日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 埼玉県議会議員再選挙(西第5区)について

ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉印刷センター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇―(代表)